

## さやま福祉活動応援助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、各種団体等が開催する活動や事業に対し助成金を交付することにより、対象とする団体の育成を図り、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

### (助成金対象団体)

第2条 助成金の対象となる団体は、狭山市民が3分の2以上である10名以上の会員で運営し、無償または低額で活動する、宗教及び政治活動を目的としない団体で次のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 障害者団体
- (2) 在宅介護者団体
- (3) ひとり親家庭及び寡婦福祉団体
- (4) 児童福祉団体
- (5) 市内でボランティア活動をしている団体  
(ボランティアセンターに登録している団体を除く)

2 前年度の助成金の交付を受けたにも関わらず、報告書が未提出の団体は申請することはできない。

### (助成金の種類)

第3条 助成対象団体に交付する助成金の種類は次のとおりとする。

- (1) 活動費助成コース (各団体の活動の運営に必要な費用)
- (2) 事業費助成コース (各団体の一部事業の実施に必要な費用)

### (申請回数等の制限)

第4条 1団体につき年間1回の申請とし、各種類の重複申請は認めない。

### (助成金の対象経費及び助成の上限)

第5条 助成金交付の対象となる経費は、団体が開催する活動、事業に要する経費のうち、次の対象項目とする。

- (1) 消耗品費
- (2) 器具什器費
- (3) 謝礼金
- (4) 通信運搬費
- (5) 印刷製本費
- (6) 損害保険料
- (7) 賃借料

- 2 助成金は、第6条に定める期間内の活動や事業の総予算の2分の1または10万円のどちらか少ない額を限度として、予算の範囲内で助成金を交付するものとする。

(対象期間)

第6条 助成金の対象期間は毎年4月～翌年3月とする。

(助成金の交付の申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする団体は、下記の書類を指定する期日までに提出しなければならない。

- (1) 助成金交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業・活動計画書(様式第2号)
- (3) 予算書(様式第3号)
- (4) 会員名簿
- (5) 団体の概要
- (6) 直近の決算書
- (7) (事業費助成コース希望団体のみ) 団体の当年度予算書
- (8) 振込先口座の通帳写し、またはそれに準ずるもの
- (9) チェックリスト(様式第9号)
- (10) その他、必要な書類

(書類審査)

第8条 会長は、助成金の申請を受け付けたときは、その内容を確認の上、書類審査を実施するものとする。

(助成金の交付の決定及び審査基準)

第9条 助成金交付の決定は、前条の書類審査の後、狭山市社会福祉協議会助成金交付事業審査委員会(以下、「委員会」という。)において審査し、決定するものとする。

- 2 委員会は、次に掲げる審査基準に基づき、助成金交付の対象となる活動、事業の適否を審査するものとする。
  - (1) 計 画 性…活動、事業の計画内容、資金計画(収支)は妥当か。
  - (2) 発 展 性…実施する活動・事業が会の発展や地域福祉の向上に寄与するかどうか。
  - (3) 必 要 性…申請された活動・事業内容が、助成金を支出すべき活動、事業であるかどうか。
  - (4) 実現可能性…申請した活動・事業内容が実現可能かどうか。

3 委員会については、別途「助成金交付事業審査委員会設置要綱」にて定めるものとする。

(決定及び却下の通知書)

第10条 会長は、助成金の交付が決定した申請者に対し、交付決定通知書(様式第4号)を交付する。

2 会長は、助成金の交付を却下された申請者に対し、却下通知書(様式第5号)を交付する。

(助成申請内容の変更等)

第11条 申請者は、助成申請内容等について変更が生じた場合は、速やかに会長に報告しなければならない。

(実績報告)

第12条 申請者は、助成金に関わる活動、事業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 助成金実績報告書(様式第6号)
- (2) 決算書(様式第7号)
- (3) 支出が証明できるもの
- (4) その他、必要な書類

(返還等)

第13条 会長は、助成金の交付を受けた団体が次の事項に該当する場合、その団体に対し、助成金の一部または全部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により助成金交付の決定を受けたとき。
- (2) 助成金を目的外に使用したとき。
- (3) 助成金を使用しないとき、または、支出額が助成金に比べて少ないとき。
- (4) その他不適当と認められる事実を発見したとき。

2 申請者は、助成金の一部または全部を返還するときは、速やかに助成金返還届(様式第8号)を会長に提出しなければならない。

(補足)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は委員会にて協議する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。